



出張報告書

令和 7 年 9 月 8 日

尼崎市議会議員 様

会 派 名 無所属
代表者氏名 やはたオカン
出張者氏名 やはたオカン

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 7 年 8 月 23 日から令和 7 年 8 月 23 日まで

2 結果の概要

用務先 ポートメッセなご コンベンションセン 3階 名古屋市中区	報告事項 (この欄には要点を簡潔書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 地域から変える生活保護もあたりまえの権利に 2 記念講演 データ語る生活保護行政の実態 3 期間報告 保護基準の引き上げと生活保護の最大限活用で住民の暮らしを守る 4 報告 5 記念講演 ナショナルミニマムと生活保護基準の歴史とあふべき姿
添付書類 ☐ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備考

3 届出事項の変更等 ☒ なし ☐ あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

- ☒ 精算額は、令和 7 年 7 月 31 日届け出た額 (13,260 円) と同一額である。
- ☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

地域から変える 生活保護を あたりまえの 権利に

2025年8月23日(土) 午前10時～午後4時40分

場所：ポートメッセなごや・コンベンションセンター3階(コンベンションホール A)

名古屋駅からあおなみ線で「金城ふ頭駅」(24分)・徒歩4分 <https://portmesse.com/access/traffic>

HP: <http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com>



※研修会のより詳しい内容は、こちらのURL 又は QR コードから HP をご確認ください。

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-518.html>

10:00 11:30 12:30 13:30 14:00 14:30 14:40 15:40 16:00 16:30 16:40 17:00 18:00

記念 講演 1	基調 報告	昼 食	報告 1	報告 2	休憩	記念 講演 2	報告 3	取組み の交流	まとめ	交流
------------	----------	--------	---------	---------	----	------------	---------	------------	-----	----



※希望者のみ・事前申込制(参加費1,000円)

軽食とソフトドリンクをご用意し、各地から参加された方々の交流会を行います。

定員 200名

参加費 1万5,000円(資料1冊付き)

※地方議員以外の方も参加いただけます

資料のみ追加購入 1冊1,000円

お弁当 1,500円(お茶付き)(8月12日以降のキャンセルは別途ご連絡ください)

お申し込み(希望者のみ・事前申込制) 参加費1,000円(軽食・ソフトドリンク付き)

お問い合わせ先 seihokai@nagoya.go.jp

参加のお申込み(締切:8月10日まで) 下記のURL 又はQR コードから入力フォームに入力してください。

<https://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/blog-entry-518.html>

参加申し込み QR コード



共催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

データが語る生活保護行政の実態～自治体の運用格差とその影響

講師：横井 啓太（さくらい けいた）さん 立命館大学産業社会学部准教授、地方自治体職員、名古屋市立大学准教授を経て、現職。外部から見て同じ（若くは元）文芸系出身の（准）立命館の社会保険専門ロー生活保護、最低賃金、ワーキングプアに法律文化を注ぐ。

保護基準の引上げと生活保護の最大限活用で住民の暮らしを守る～生活保護の最新情勢から

講師：吉永 純（よしなが あつし）さん。花巻大学教授。全国公的扶助研究会会長。福祉事務所 24 年、生活保護ケースワーカー等 12 年半の現場経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

自治体の不適切な運用をなくす～購買活動に期待すること

講師：田川英信（たがわ ひでのぶ）さん 社会福祉士。東京・世田谷区で生活保護のケースワーカー・査察指導員を歴任。実務経験を活かし、生活保護を本当の権利にするために各種相談会で活動中。生活保護問題対策全国会議事務次長。

自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる!

講師：太田伸二（おおた しんじ）さん 弁護士、日弁連労働問題対策本部事務局次長、東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長、山形県庁でケースワーカーを経験。生活保護の自動車保有問題を争う、鈴鹿市事件の代理人。

ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿

講師：岩永理恵（いわなが りえ）さん 日本女子大学教授。東京都立大学で博士課程修了（社会福祉学）。2005年に神奈川県立保蔵福祉大学。2015年から日本女子大学。2023年から現職。著書に、『生活保護は最低生活をどう構想したか——保護法理と実施要領の歴史分析』、『生活保護と貧困の境』など。

いのちのとりにて裁判弁護団・原告からの報告

講師・小久保哲郎（にくぼてつろう）さん 弁護士。生活保護問題対策全国会議（いのちのとりで）総裁、全国ワグション事務局長。大阪府弁護士会副会長。大阪府府民生活基本部本部長代行。ホームレス問題への取り組みを契機に生活困窮者、生活保護利用者に関する法律相談や救済活動に取り組む。

地方議会での意見書採択等の取り組み交流

[illegible][illegible]

令和7年9月8日

出張報告書

尼崎市議会議員

やまにオカン

第16回生活保護問題議員研修会

地域から変える生活保護をあたりまえの権利に

日時：8月23日（土）10:00～16:40

会場：ポートメッセなごや・コンベンションセンター

講師：桜井啓太 氏（立命館大学産業社会学部准教授）

吉永純 氏（花園大学教授）

田川英信 氏（社会福祉士）

太田伸二 氏（弁護士）

岩永理恵 氏（日本女子大学教授）

小久保哲郎 氏（弁護士）

主催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

【概要】

データが語る生活保護行政の実態：自治体の運用格差とその影響

桜井 啓太

・生活保護行政の自治体間格差

生活保護制度は法定受託事務としてその実態運用には画一性が求められる。

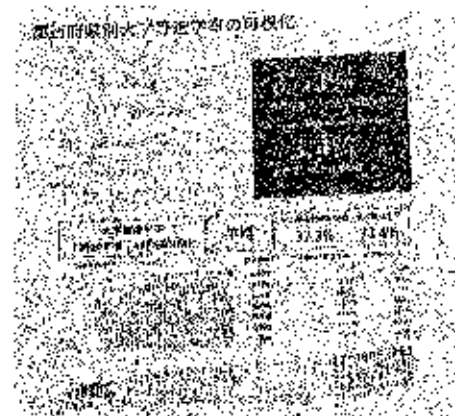
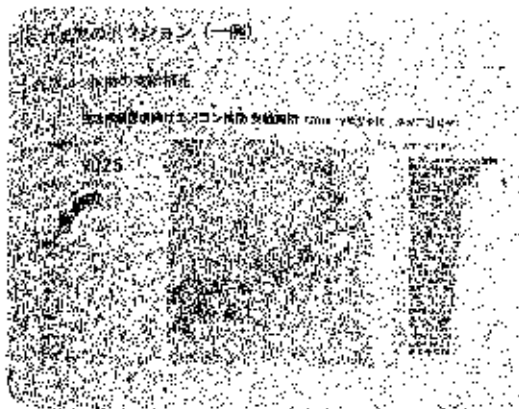
実際の運用は実施機関（自治体、福祉事務所）に裁量が委ねられていることもあり、実態として運用の自治体格差がある。

生活保護は国家責任による生存権保障の制度

・生活保護情報グループについて

生活保護の現場経験者と研究者などから構成された自主的研究グループで、主に X (Twitter) などの SNS を利用して、生活保護の運用実態などの情報発信を

行っている。

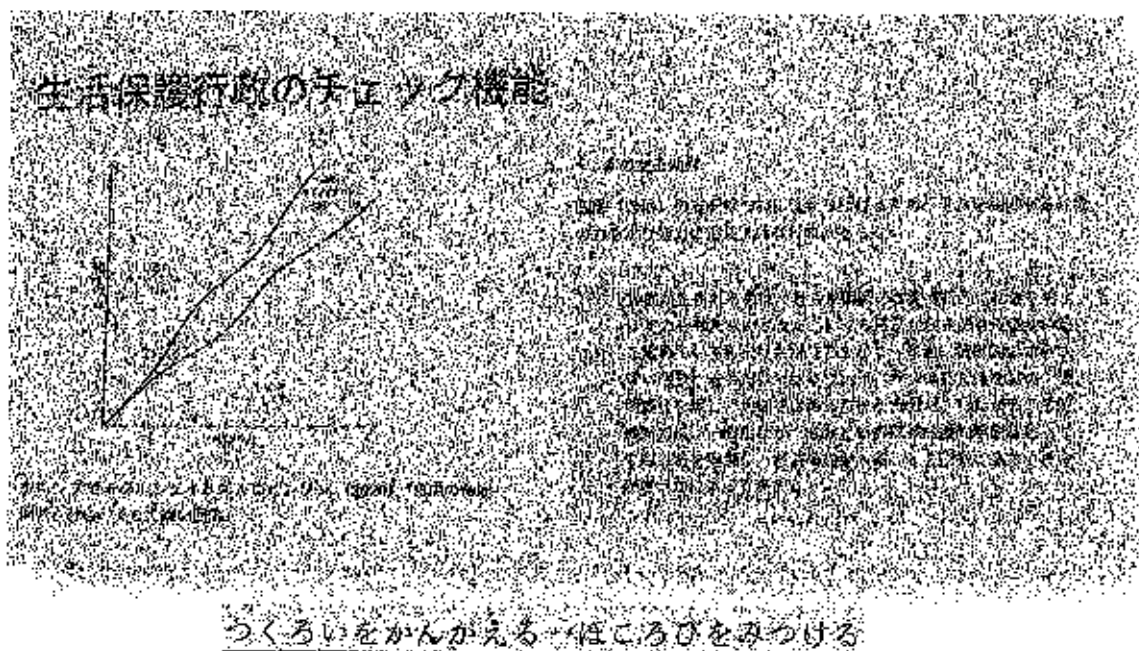


・生活保護行政の民主化

生活保護行政の運用に関する基本的なデータの多くが公開されていない。

生活保護情報（1年間に何人、相談件数、申請率）可視化することによって、

よりオープンな議論を行う。



生活保護の問題として大きく取り上げられた一つに群馬県桐生市があります。

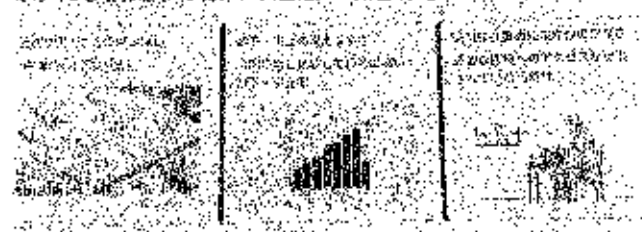
過去 10 年間生活保護利用者が半減した。全国的にみても生活保護の開始率が

低く自治体調査で不適切な対応が明らかになった。

人口をしばる一卸下

出口をふやす→廃止

とがれる桐生市の数々の違法・不適切運用の疑い。(一例)



前史としての北九州市の連続餓死・自死事件

2011年2月、八幡市で餓死事件

市役所職員5年が連続餓死事件で話題になった。餓死の原因は

2009年12月、福岡市で餓死事件

56歳の男性が餓死したと報道された。原因は「食料不足」で、市役所に相談された

2010年1月、福岡市で餓死事件

60歳の男性が餓死したと報道された。原因は「食料不足」で、市役所に相談された

2010年1月、福岡市で餓死事件

60歳の男性が餓死したと報道された。原因は「食料不足」で、市役所に相談された

保護率増減マップが示す実態と調査

全国の自治体における生活保護受給率の増減などをチェックし、生活保護率だけを見て判断するのは危険です。

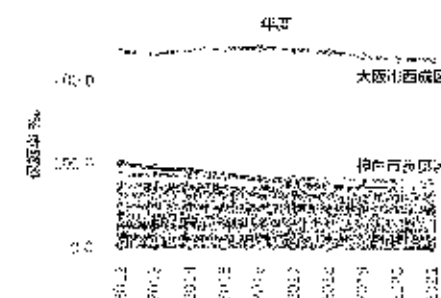
生活保護率増減マップ (2012-21)



保護率

40.0% 39.9% 39.8% 39.7% 39.6% 39.5% 39.4% 39.3% 39.2% 39.1% 39.0%

保護率 (2012-21)



Case2. 却下率

過去年の保護申請却下の割合（却下率）は最高で47.6%（2018）と、却下率の全国平均は5%（2022）

2020（R1）年度の年間の保護相談、申請、開始、却下率（却下率）※申請件数50件以上の都道府県

2020年	面接相談 案件数	申請ケース数	開始ケース数	却下ケース数	却下率
甲州市（長野県）	86	63	31	30	47.6%
南阿蘇市（熊本県）	70	54	35	17	31.5%
鶴山市（静岡県）	150	77	46	23	29.9%
総持市（群馬県）	191	57	36	16	28.4%
久世市（岩手県）	122	54	30	15	27.8%

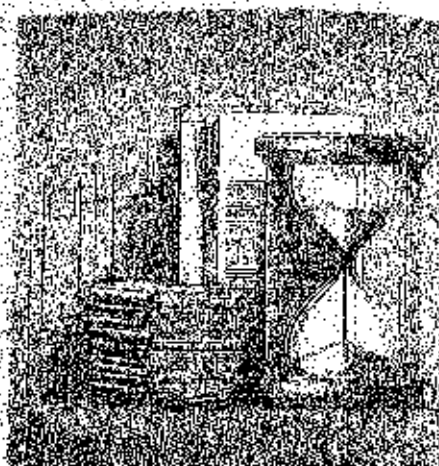
Case3. 法定期限内処理

生活保護の申請は、原則として申請日から14日以内（最長30日以内）に決定されなければなりません。しかし、この法定期限を超過するケースが散見されます。

期限内の処理は、申請者が必要支援を迅速に受けるために不可欠であり、自治体の適切な行政運用が強く求められます。

別添資料

生活保護法施行規則監査資料（令和5年度） 第9回、第10回
 に関する「10. 相談、申請、開始時の状況（令和4年度）」



[illegible]

- 地区的发展：在开发过程中，以下方面值得注意：
 - 规划先行：在开发前制定详细规划，明确开发目标和方向。
 - 注重生态保护：在开发过程中，应注重保护生态环境，避免过度开发。
 - 加强基础设施建设：在开发过程中，应加强基础设施建设，提高地区的发展水平。



田中氏の言うように、朝鮮半島の政治情勢に對する立場を演説の冒頭に明示的なところから述べ、非常に簡潔に説明し、結論の陳述を各々の主張の中心として述べた。この演説は、一先、各々の主張の中心を述べた後に、田中氏に對する攻撃を繰返して、演説を結んだ。

生: 1. 课程评价标准 (含 5 年制) 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 83

本表所填内容, 如与实际情况不符, 将影响本表的有效性, 请认真填写。如有不实, 将追究法律责任。

しかし、この新聞移送費の認定基準や運用が、自治体によって大きく異なる実態があります。

2,401,893

多相生物2023年10月23日

美籍华人:



自治体によっては、通院移送費の存在自体を利用者に知らせなかったり、通院の必要性を厳しく審査したりすることで、結果的に必要な医療を受けられない状況に陥るケースが見られます。

Case6. 扶養照会率

王明賢、李曉輝、劉江：《中國經濟增長的動力與源泉》，北京：中國社會科學出版社，2006年。

生活環境経済学 (環境の持続性)

23x1054

1991年12月1日，在《人民日报》发表署名文章《论中国改革中的“双轨制”》，指出“双轨制”是中国经济体制改革中的一个重要特征，并分析其利弊。文章在《人民日报》发表后，引起广泛关注和讨论。

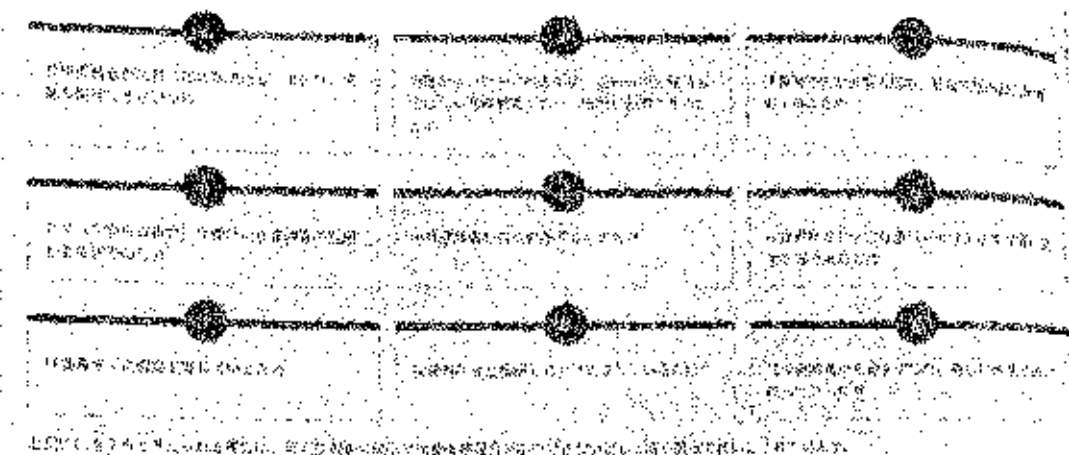
第四條 第二條法（昭和二十六年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及びその方法に定められたものは、すべてこの規則による標準に準じて行われるものとする。

この食料費は、居室には、保護の要件ではないのですが、申請をためらわせるおそれがあることとなります。

而身体によってこの「法照照会」には大きな差があり、美しい顔面を行う地域では、素顔に面影が読める人々が日常を満ちておろく、グズが見られます。この面影とは、生活習慣へのテクニクに精神的な影響を与えます。

・扶養義務履行が期待できない者の判断基準

生活保護の申請において、親族からの扶養義務履行が期待できないと判断されるケース（以下の具体的な判断）基準が設けられています。



上記に相当すると考えられる場合は、可能性調査の段階で扶養義務履行が期待できないとして取り扱って良いとされています。

生活保護を遠ざける5つの要因



高齢・介護が必要

福祉サービス利用の障壁（低すぎる）



福祉（福祉サービス）

自給自足の生活が生活保護の利用を抑制する



福祉サービス

福祉サービスが生活保護の利用を抑制させる



社会的スティグマ

生活保護利用に対する社会的偏見



生活保護

福祉・不適切な生活保護など

原因と「克服」



生活保護を受ける

生活保護を受けるための障壁（生活保護の申請や申請手続の障壁）がある。生活保護を受けるための障壁（生活保護の申請や申請手続の障壁）がある。生活保護を受けるための障壁（生活保護の申請や申請手続の障壁）がある。



福祉サービスを受ける（行政の監視機能を高める）

福祉サービスを受けるための障壁（行政の監視機能を高める）がある。福祉サービスを受けるための障壁（行政の監視機能を高める）がある。福祉サービスを受けるための障壁（行政の監視機能を高める）がある。



（社会の）偏見・価値観を変える

（社会の）偏見・価値観を変える。生活保護を受けるための障壁（生活保護の申請や申請手続の障壁）がある。生活保護を受けるための障壁（生活保護の申請や申請手続の障壁）がある。生活保護を受けるための障壁（生活保護の申請や申請手続の障壁）がある。



保護基準の引き上げと生活保護の最大限活用で住民の暮らしを守る

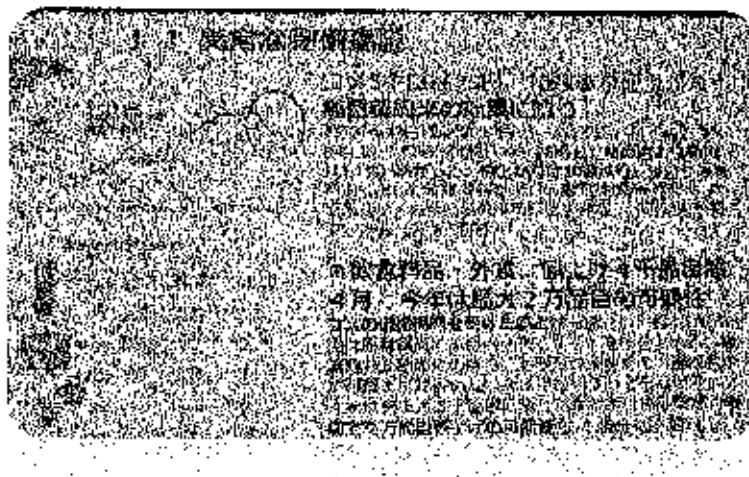
吉永 純

デマと居直りを乗り越え「生存権を市民が取り戻すとき」

1. 市民と生活保護世帯の苦難
2. 6.27 いのちのとりで最高裁判決の巨大な意義
3. 生活保護・裁判の現状
4. 自治体闘争の前進～桐生市と秋田市
5. ファクトチェック～難民外国人と生活保護・国保

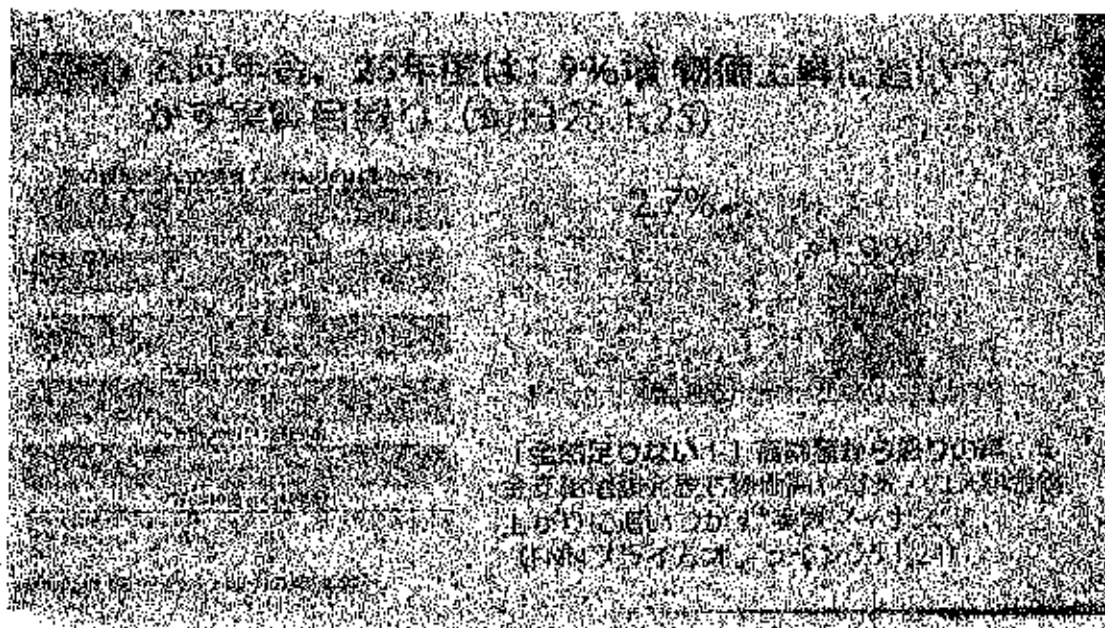
「市民生活と生活保護世帯の苦難」

物価高騰で厳しさが増している市民生活で食料品の値上げが重くのしかかっています。



米、飲食料品、外食など
異常な物価高騰が続いて
います。

物価高騰に伴い賃金が上がっていけばよいのだが…



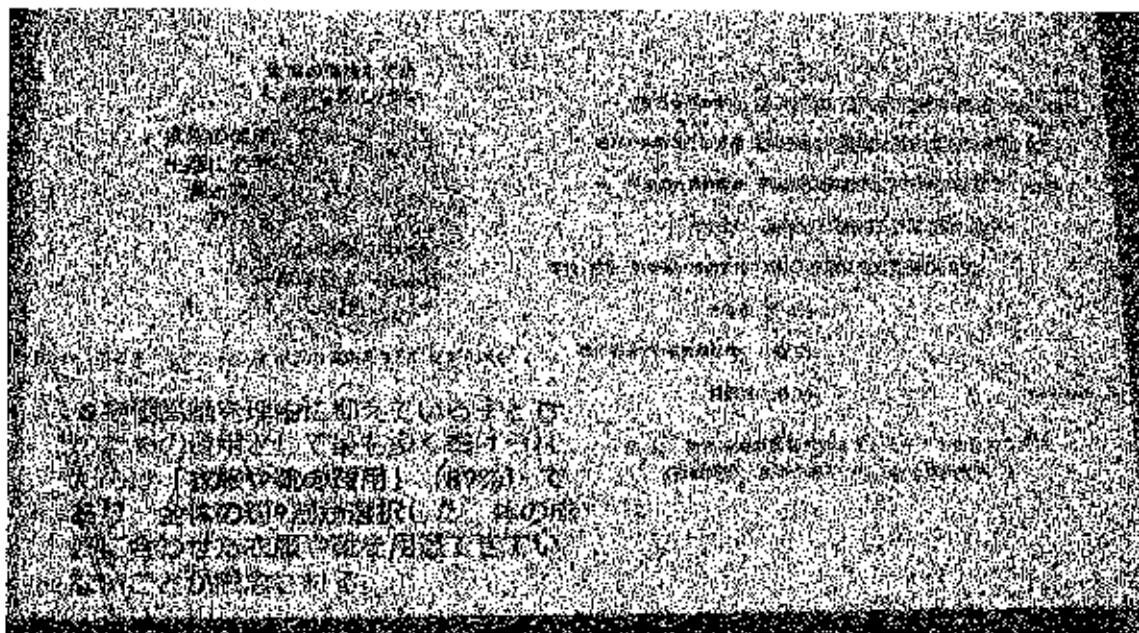
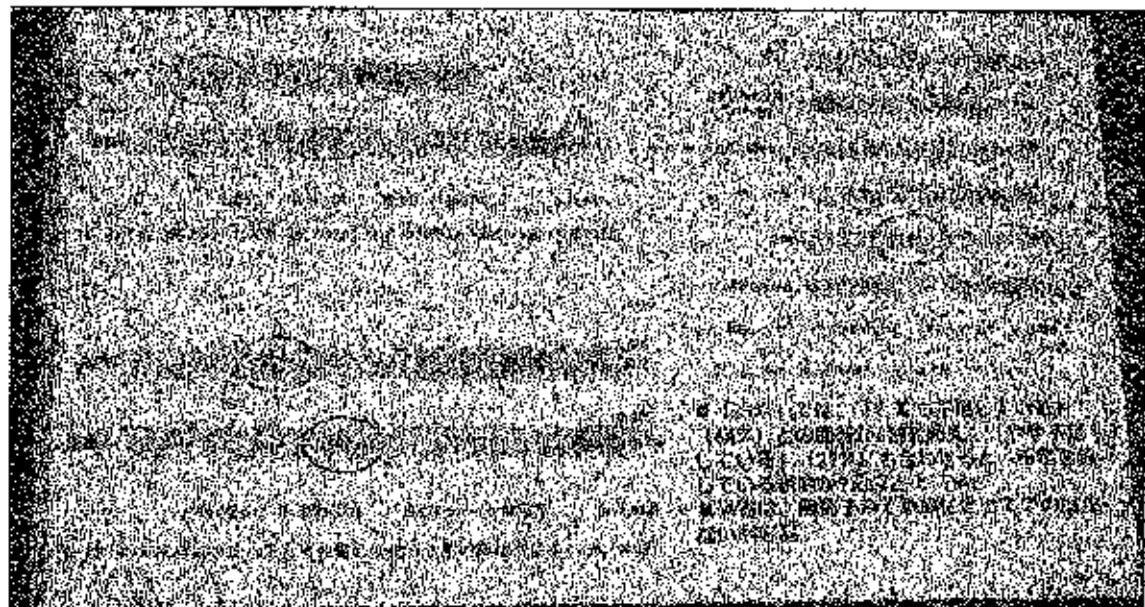
年金引き上げ率 1.9%では全然足りないです。

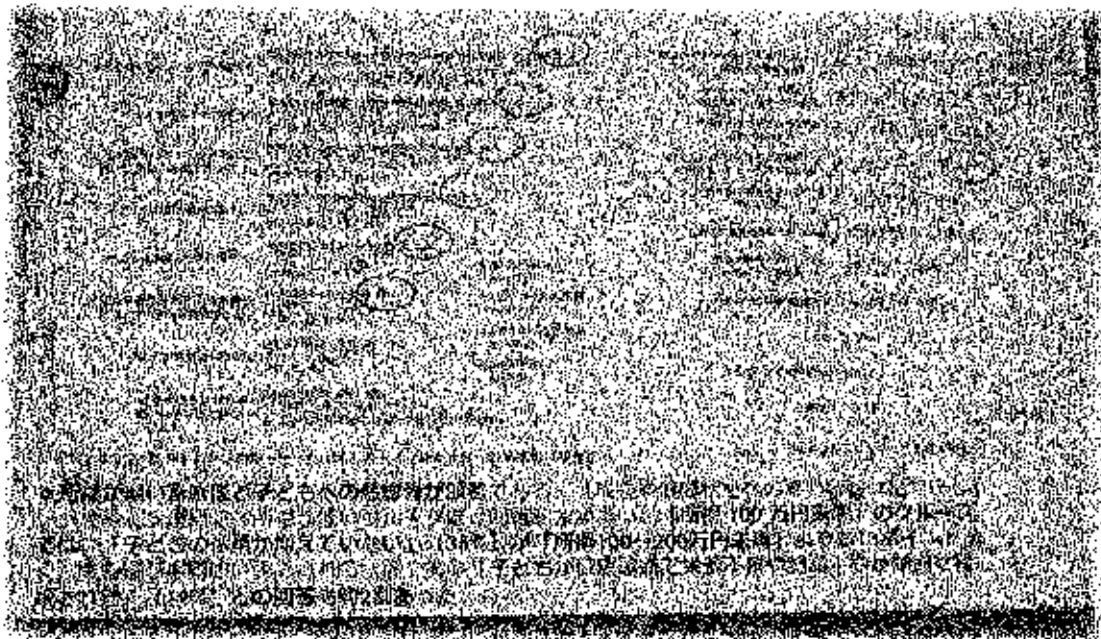


年収 200 万以下の世帯が増え、食費が増え、家計が苦しくなった

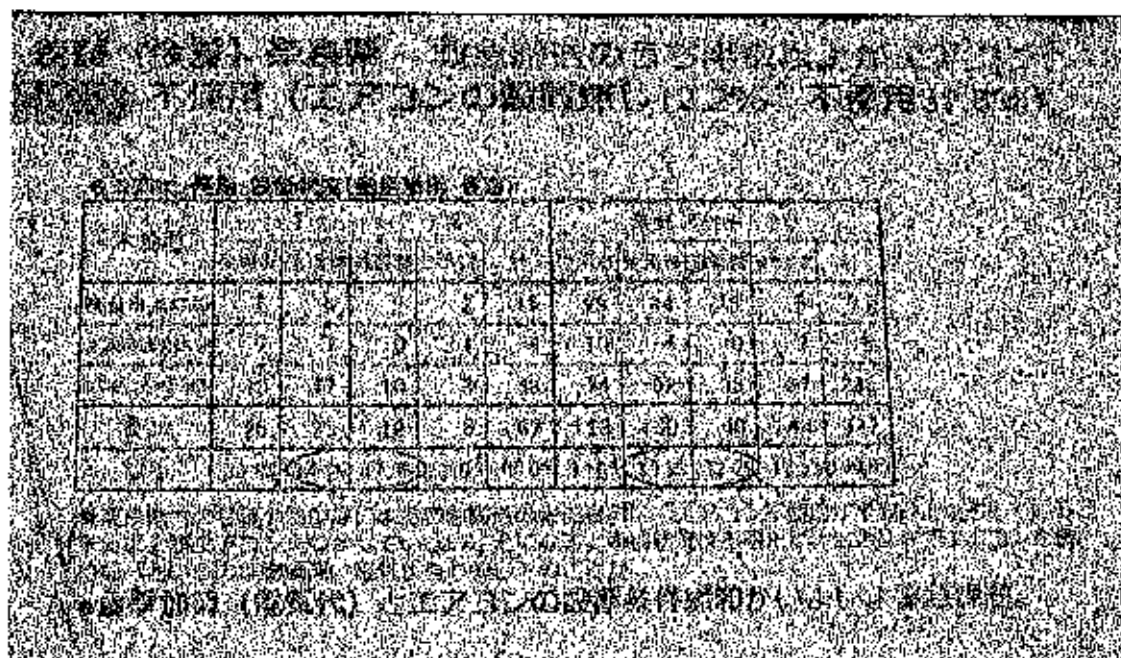
食事の量が減った、食事の質（食品の種類や栄養バランスなど）の変化

生活困窮子育て世帯にとって食品の値上がりが重くのしかかる





年収が低い家庭ほど子どもへの悪影響を及ぼすことが顕著である。

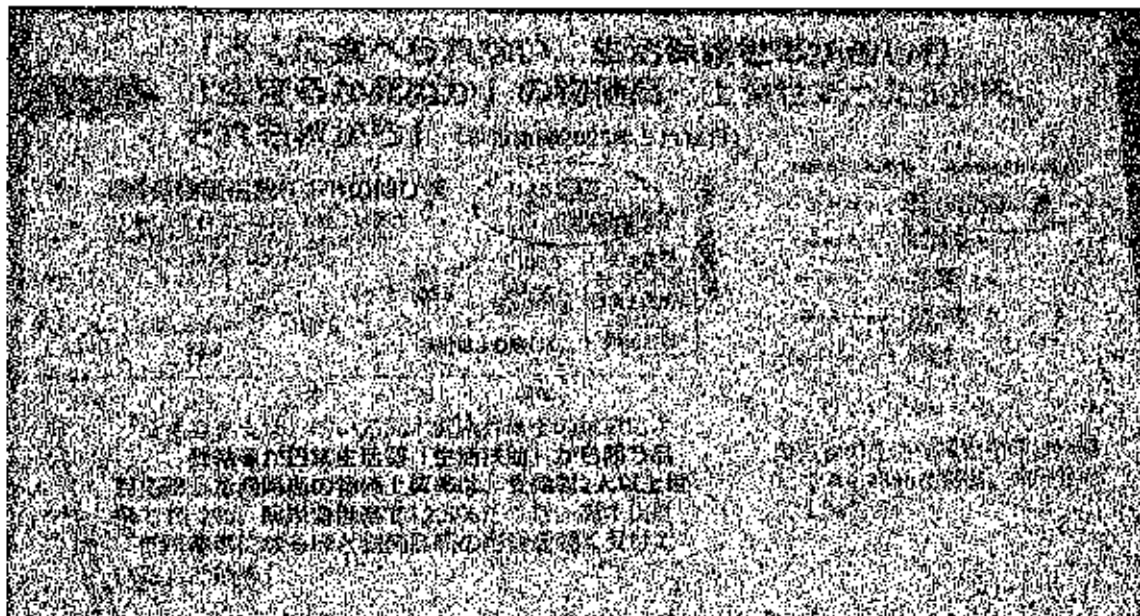


エアコン使わない、使えない家庭で救急搬送が増えている。

生活保護世帯の実態調査で1日一食や、毎日風呂に入らないという世帯がR4年から比べてみるとR7年は生活状態が以前より苦しい状況に陥っている世帯が増加しています。



親族や知人とのつながり（冠婚葬祭等々）や社会参加の機会も減るなど生活保護受給世帯が置かれている困難な状況になっています。

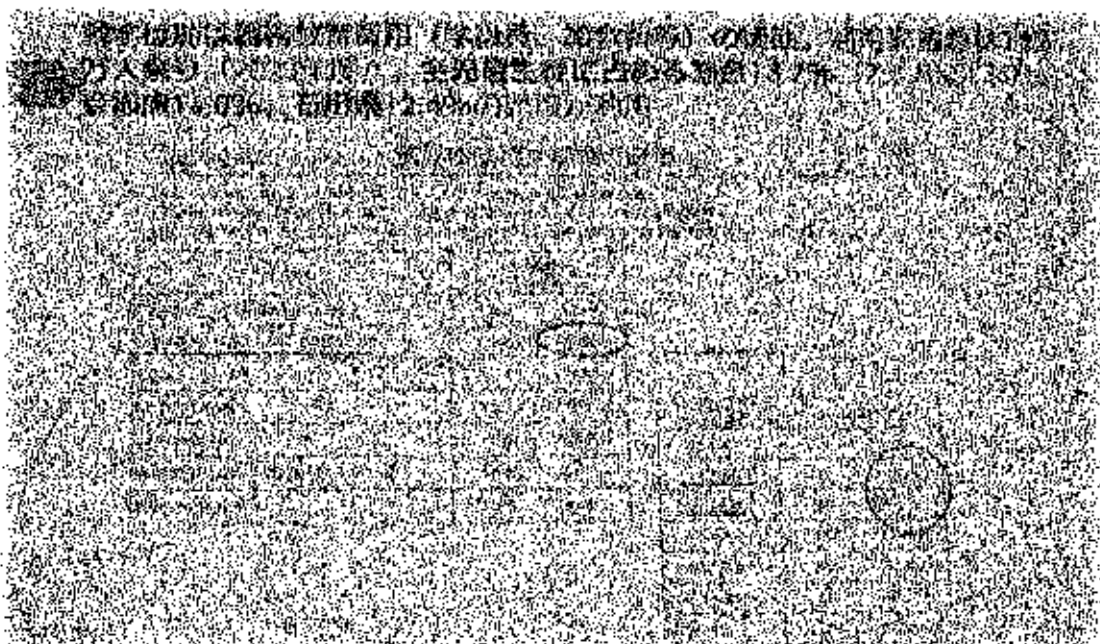


6.27 いのちのとりで最高裁判決の巨大な意義

最高裁勝訴の内容



歴史的にみれば、生活保護の基準生活費、一番基本的な生活費、衣・食をまかなう生活の基準で裁判で勝ったのは「朝日訴訟」の第 1 審判決のみだったので（1960 年 10 月）最高裁勝訴は非常に画期的な判決となりました。



1-3-1 物価指数はダメなわけ

物価指数は物価の動きを数値的に示す指標であるが、生活実態を正確に反映しているとは言い難い。物価指数は消費物价指数（CPI）であり、消費物价指数は消費物价の動きを示す指標である。物価指数は物価の動きを示す指標であるが、生活実態を正確に反映しているとは言い難い。物価指数は消費物价指数（CPI）であり、消費物价指数は消費物价の動きを示す指標である。物価指数は物価の動きを示す指標であるが、生活実態を正確に反映しているとは言い難い。物価指数は消費物价指数（CPI）であり、消費物价指数は消費物价の動きを示す指標である。

物価指数は物価の動きを示す指標であるが、生活実態を正確に反映しているとは言い難い。物価指数は消費物价指数（CPI）であり、消費物价指数は消費物价の動きを示す指標である。物価指数は物価の動きを示す指標であるが、生活実態を正確に反映しているとは言い難い。物価指数は消費物价指数（CPI）であり、消費物价指数は消費物价の動きを示す指標である。

物価では生活実態がわからない。生活向上に結びつかない。

昭和23年、精神障害者の医療費を補助する法律が制定され、同年10月1日、精神障害者の医療費が無料となった。この法律は、精神障害者の医療費を補助する法律として制定された。この法律は、精神障害者の医療費を補助する法律として制定された。この法律は、精神障害者の医療費を補助する法律として制定された。

[illegible]

自治体の不適切な運用をなくす

田川 英信

権利になっていない生活保護

忌避感が強いのではないかと、生活保護は嫌だ、他に制度がないのか。

これは、生活保護パッシングや不正受給報道によるのかも。

水際作戦などの違法・不適切な運用はないか。

役所に相談せず、ギリギリまで自己責任で頑張り、民間に SOS

炊き出しは長蛇の列、フードバンクに殺到、

生活できない低い保護基準、炊き出しに並ぶ人の数割が保護世帯、保護費で暮らせない

水際作戦 なぜ??

研修体制の不備、人権を擁護する研修の不足や職員の質（社会福祉主事の任用資格が必要）約 6 人にひとりが無資格で全国平均で 3 年程度で異動するなど、人事異動サイクルが短い。

職員の総定数抑制 人員不足

人権侵害がないかチェックする監査（指導検査）の方向性

沖合作戦（水際よりも、もっと前）

【生活相談があると必ず「生活困窮者自立支援窓口」を経由させたり、貸付での対応をしていないか】

生活困窮者自立支援担当者が生活保護制度を正しく理解しているとは限らない

「不動産は処分してもらわないと」や「生活保護の人は自動車は持てない」などの誤った知識。

【相談がしやすい相談室か】

相談していることが他人に知られないという安心感が必要。

「録音禁止」の対応？

言った、言わないの論争を避けるために録音をする＝職員を守る意味でも大事。

【申請させない、申請を受理しない扱いをしていないか】

申請段階（申請に対する審査、応答）申請を受理しないことは違法である。

行政手続法 第 7 条 行政庁は、申請がその事務所に到達したとき遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない・・・

【仮払いなどで、保護開始決定までの期間を過ごせるようにしているか】

生活保護法には、仮払いの規定がない。決定までの間、どう過ごすのか。

- ・保護開始決定を早める
- ・仮払いをする
- ・社会福祉協議会の貸し付けの活用
- ・仮払いがあるとしても、額は適切か（1日/500円）の所もある

【開始決定だけでなく、保護費を速やかに支給しているか】

一時扶助する場合などに「緊急払」（臨時支給）の対応ができているか。

「経理の都合」という理由で「必要即応の原則」が守られていない実態も。



支給できるものを出し渋っていないかななどの情報を『生活保護情報グループ』で検索して活用する。

『生活保護情報グループ』とは、生活保護の現場経験者や研究者などで構成される有志の自主的研究グループ。生活保護に関するデータを収集して分析し、地域ごとの生活保護の運用の課題、問題点を可視化する。

保護率が高いことは、制度が適切に機能していることを示す一方で、極端に低い場合は不適切な対応が行われている可能性があるため要注意しなければならない。

自動車保有を変えれば生活保護行政が変わる！

太田 伸二

I 地方における生活保護利用に立ちはだかる最大の壁

—自動車利用の制限—



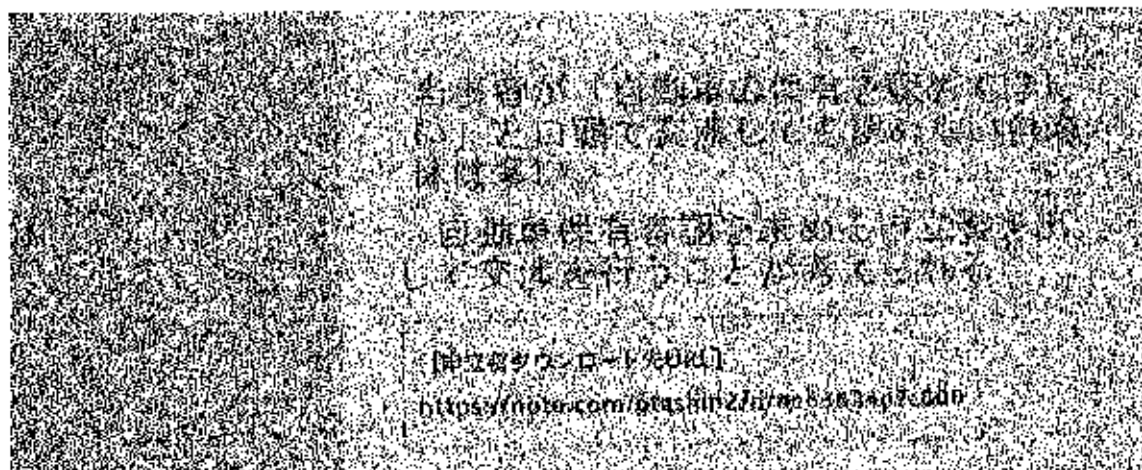
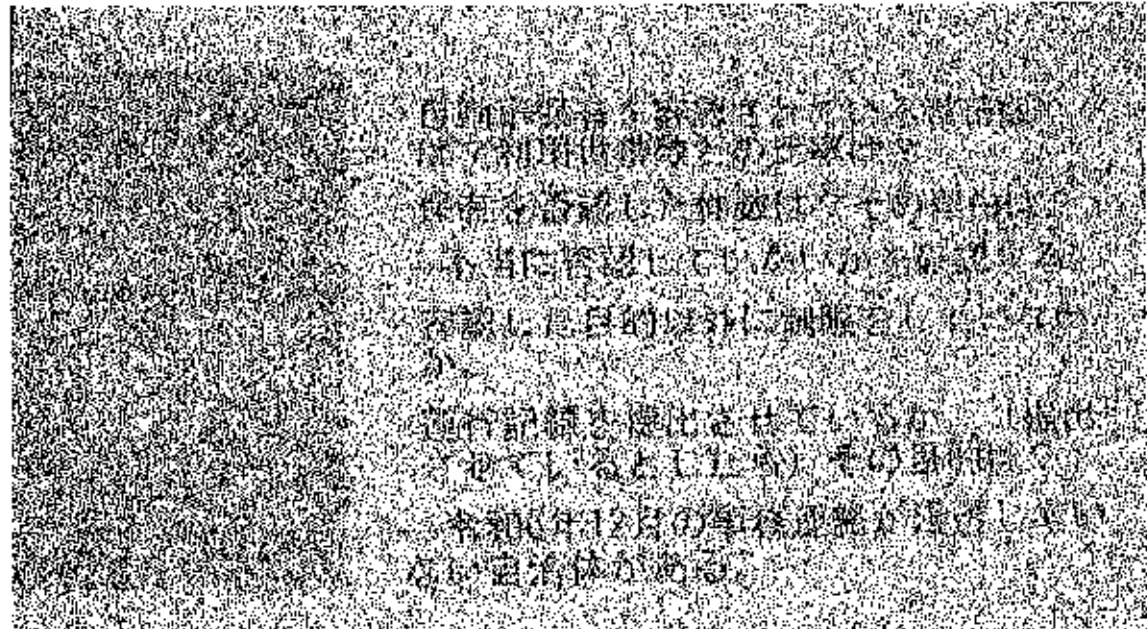
生活保護行政では、自動車の保有を原則として認めていない。

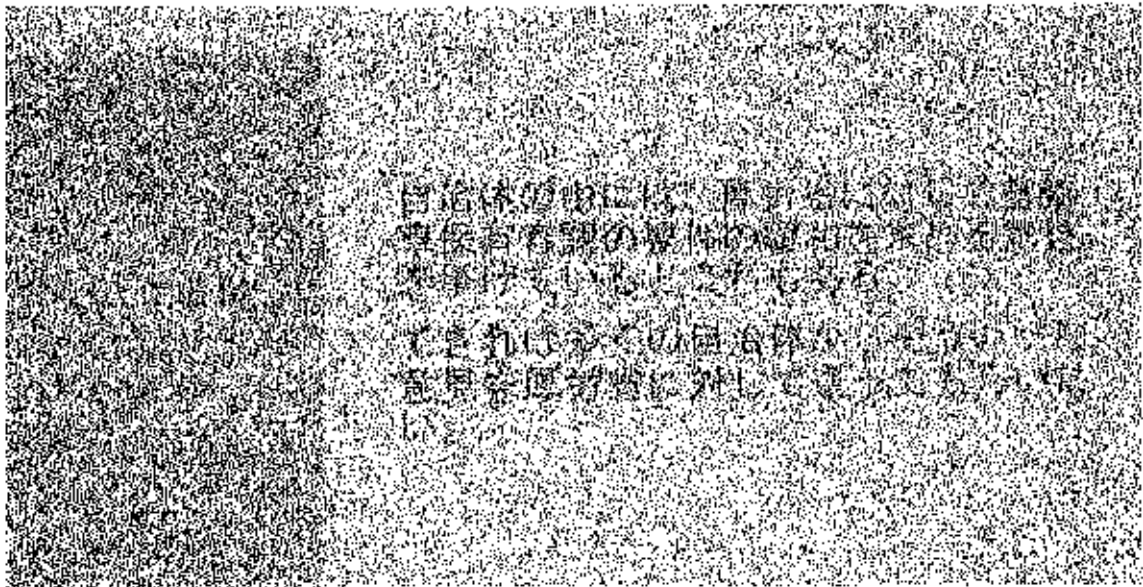
「自動車が無ければ生活できない」のに「生活保護を受ければ自動車が使えない」

生活保護か自動車かの二択になり、生活保護を諦めてしまう。

これを改善することが捕捉率の向上、ひいては生存権の実質的保障につながる。

4 これからどうすべきか---改善のための取り組み





自動車は最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であり、維持費を継続的に必要とするので原則として保有を認めていない。

障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通勤、通院などの際は、一定の要件を満たす場合に例外的に保有を認めているが、その要件が非常に複雑である。

障害者で、通勤するための交通機関がなく、交通機関があっても深夜遅くまでの勤務などという明記や、日常生活に不可欠な買い物などについて、地域交通事情や世帯の状況等を勘案して、低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合などとされ少々難解である。

ナショナル・ミニマムとしての生活保護基準の歴史とあるべき姿

研究者の立場から 岩永理恵

1 生活保護行政の現状 クイズ形式

問い 1

以下の新聞報道は、いつの年のものか？
（ ）と、は10倍の差がある数字がありますか？

市によると、昨年は、区内の受給者3人から、遺族のための生活費計4万円が送付された。市は、昨年度の支払い申請を処理しない生活保護申請者が約200人、そのうち、区役所の窓口で自費で現金を支払ったという。

8月、この数字が増加した別の女性の生活保護申請が放り捨てられていると批判。市が担当している約200名の遺族について不適切な対応がなされていると批判。

答え 1

以下の新聞報道は、いつの年のものか？
（ ）と、は10倍の差がある数字がありますか？

市によると、昨年は、区内の受給者3人から、遺族のための生活費計4万円が送付された。市は、昨年度の支払い申請を処理しない生活保護申請者が約200人、そのうち、区役所の窓口で自費で現金を支払ったという。

8月、この数字が増加した別の女性の生活保護申請が放り捨てられていると批判。市が担当している約200名の遺族について不適切な対応がなされていると批判。

8月、この数字が増加した別の女性の生活保護申請が放り捨てられていると批判。市が担当している約200名の遺族について不適切な対応がなされていると批判。

問 1 2

以下の新聞記事は、いつの頃のものでしょうか。

戦いに、どういった影響が入ると考えられますか？

- 敗戦市は8月、生活必需品の現金支給で、受給者の印紙を多数印刷して、供給量を短期間保証したまま減額していった。しかし不測の事態が起る。
- 市によると、同年ほど前から46世帯分の印紙を保管、貯蔵が去り、供給量も減少したほか、46世帯分の印紙を借かって押していき。
- また、受給者の数内が使用取引に及ばないままにしていたものと、受給者の数が未支給だったという。この中には職員が管理した受給者の数も含まれていたという。

答 1 2

以下の新聞記事は、いつの頃のものでしょうか。

戦いに、どういった影響が入ると考えられますか？

- 敗戦市は8月、生活必需品の現金支給で、受給者の印紙を多数印刷して、供給量を短期間保証したまま減額していった。しかし不測の事態が起る。
- 市によると、同年ほど前から46世帯分の印紙を保管、貯蔵が去り、供給量も減少したほか、46世帯分の印紙を借かって押していき。
- また、受給者の数内が使用取引に及ばないままにしていたものと、受給者の数が未支給だったという。この中には職員が管理した受給者の数も含まれていたという。

問 3

以下の新聞報道は、いつ頃のものでしょうか。

世田谷区昨年1月、世帯に配給していた米と給の生活保護費が30万4370円を失ったことがわかった。区役所が昨年4日、区民を数回呼びつけたが、区民の誰も入居の申請を認めず、区によると、受給者の1人が受給の日は、昨年1月、区の一部に生活保護費を配給しに来たが、受給者は受給の日に、配給した米と給を無断で使って領収書を作り、支給済みとして処理、米と給を伴って、米と給30万4370円を年次給金に充当した。

答 3

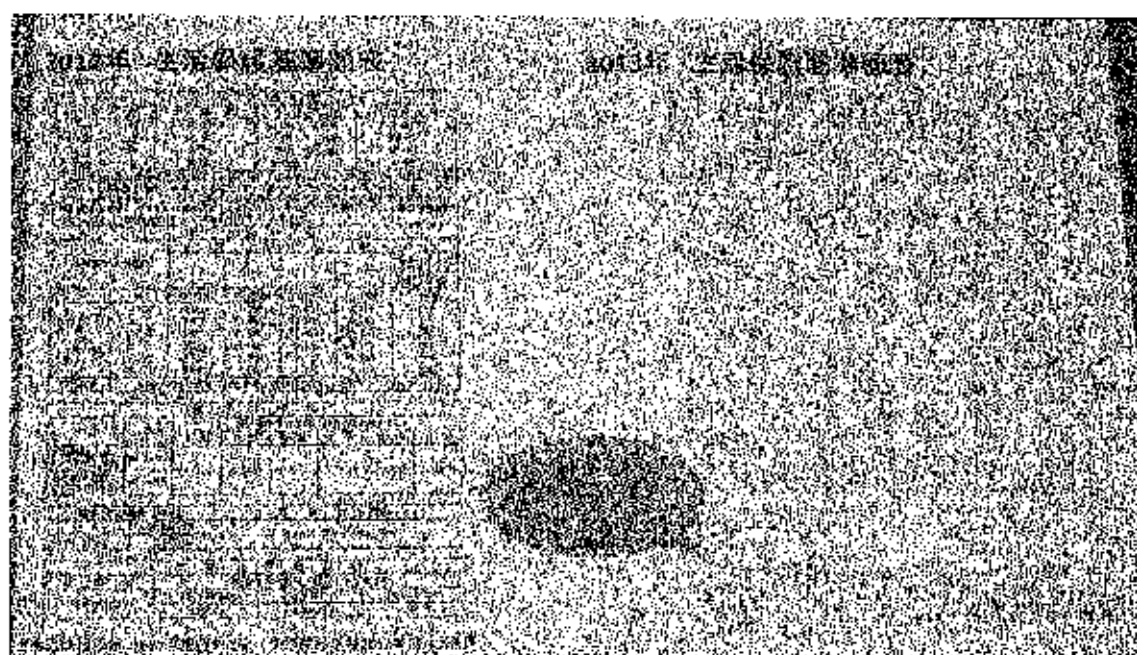
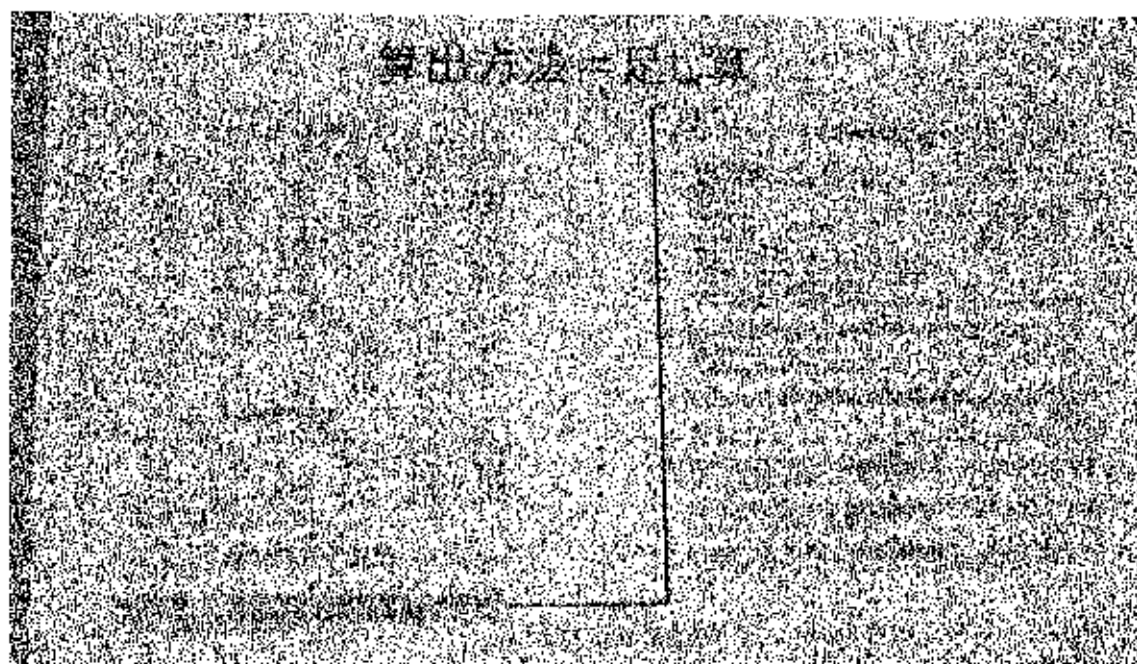
以下の新聞報道は、いつ頃のものでしょうか。

世田谷区昨年1月、世帯に配給していた米と給の生活保護費が30万4370円を失ったことがわかった。区役所が昨年4日、区民を数回呼びつけたが、区民の誰も入居の申請を認めず、区によると、受給者の1人が受給の日は、昨年1月、区の一部に生活保護費を配給しに来たが、受給者は受給の日に、配給した米と給を無断で使って領収書を作り、支給済みとして処理、米と給を伴って、米と給30万4370円を年次給金に充当した。

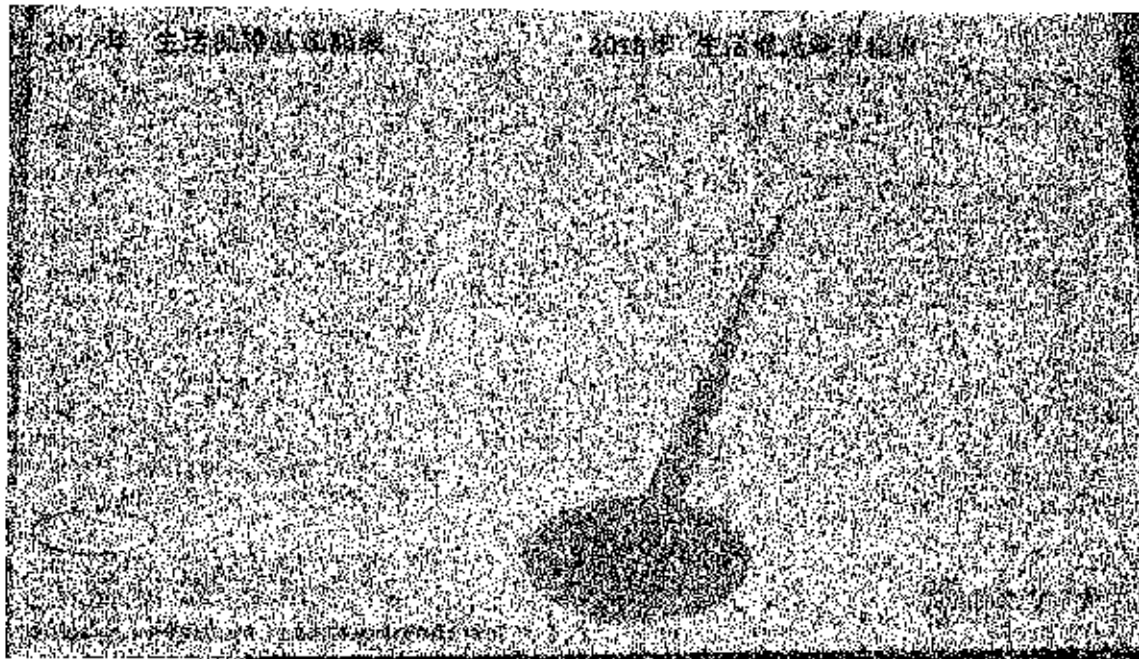
この事例をみても生活保護行政に対する不審は今に始まったことではない。

2 保護基準の現状と、その複雑さ

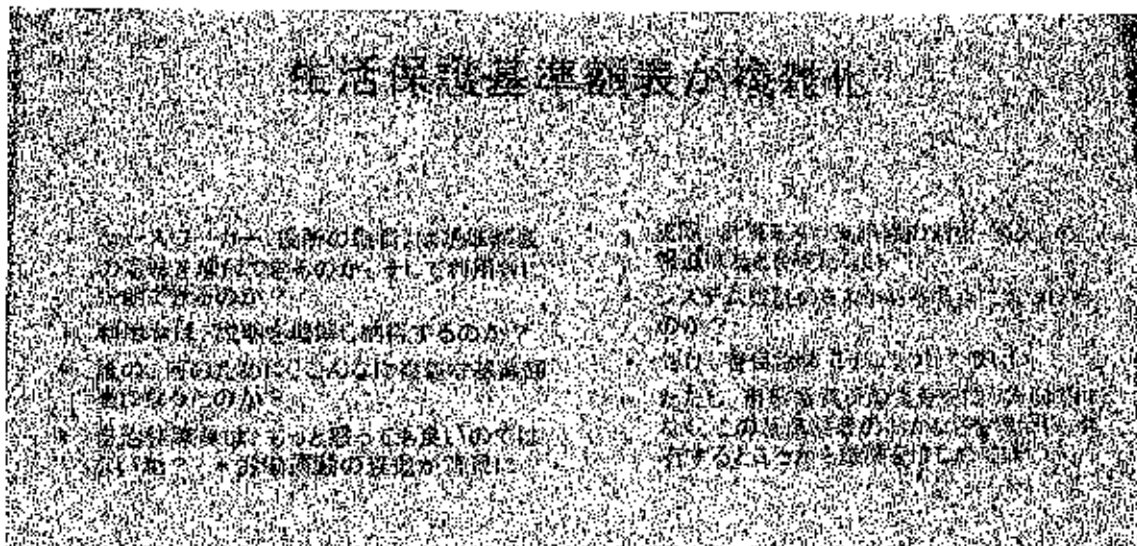




見ての通りかなり複雑で...



計算できても説明できるのか



厚生労働大臣が決めている

3 生活保護基準はどうやって決まるのか

生活保護基準とは

生活保護法

第1条 この法律により保障される最低限度の生活は、可能な限りその者が希望する生活とする。とが出来るものでなければならない。

第2条 保護は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を満たし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことができない不足分を補う程度において行うものとする。

第3条 前項の基準は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。

生活保護基準とは、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。

生活扶助基準算定方式（厚生労働省の公式算定）

1. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。
2. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。
3. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。
4. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。
5. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。
6. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。
7. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。
8. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。
9. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。
10. 生活扶助基準の算定は、その者の生活の維持に必要となる生活により決定した最低限度の生活を必要とする最低限度の生活の実態を踏まえ、十分のものであつて、且つ、これをこえるものでなければならない。

水準均衡方式について

昭和41年当時の説明「生活と福祉」11頁

1970年10月中旬、社会政策協議会の委員会議を招き、

之が行政経済見直しにおいて、取込まれる1980年度生活保護費削減と世帯別標準を基盤として、中前三年度の国庫の消費水準の増減及び傾向を勘案し、1983年度に於いて標準四人世帯について、5%引き上げ

昭和47年第4次改正

生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案して毎年度の改定を行っている。

参事院質問紙第106第6号 2013年1月30日

一般国民の消費水準との均衡を図る観点から生活扶助基準の水準を調整する方式

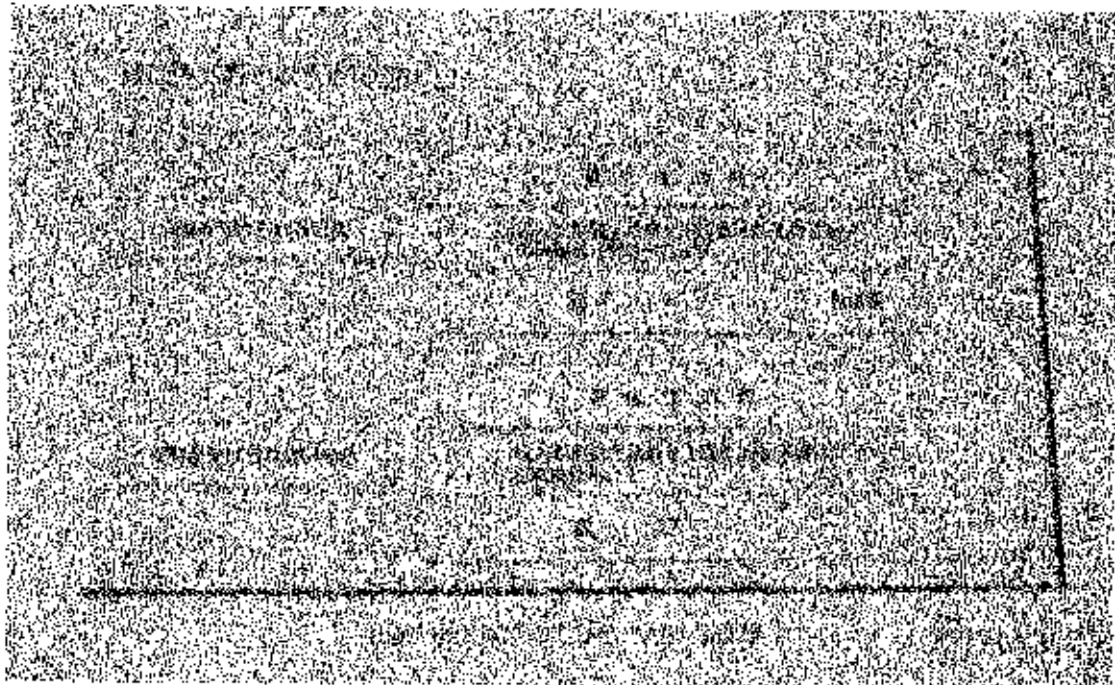
生活扶助基準の改定方式の表裏への評価

- ・ 2004年昭和22年国定の下に、ザイケル・ハスケル方式を採用し、(低所得者の最低生活費、最低生活費の中間と位置づけ)
- ・ 低所得率及び、これを用いて算出する最低生活費が低所得率の中間である、というのは、行政運用上の解釈による
- ・ 生活保護が保障すべき最低生活費について、ある意味では隔るべき一線を画す保障に過ぎない価値観や「日常生活の起居動作」を保障する義務充足、がある。
- ・ 「現在の最低生活費の体系」のメロイドのように、多岐に渡る指摘がある。
- ・ これは基準改定方式とは別の論理による。
- ・ 従って、最低生活の一部であるが不確かである。

参考資料(2011)生活保護は最低生活費を保障したか(早稲田大学)

最低生活費の内容の検討

4 最低生活費・保護費



最低生活費よりも収入が下回った差額分だけ保護費として支給される

※ここで注目すべき点

住宅扶助 13,000 円

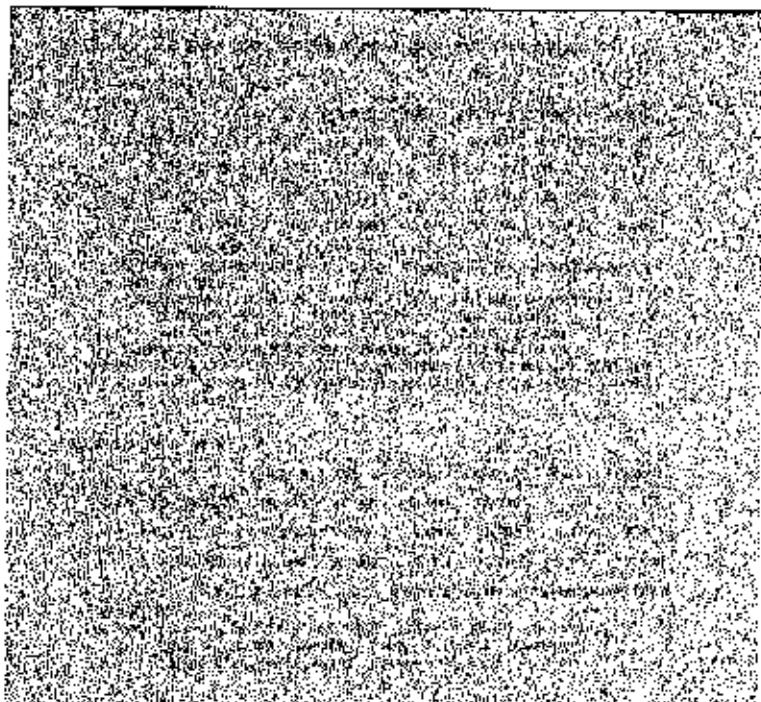
注 2 を見て

比較してほしい。

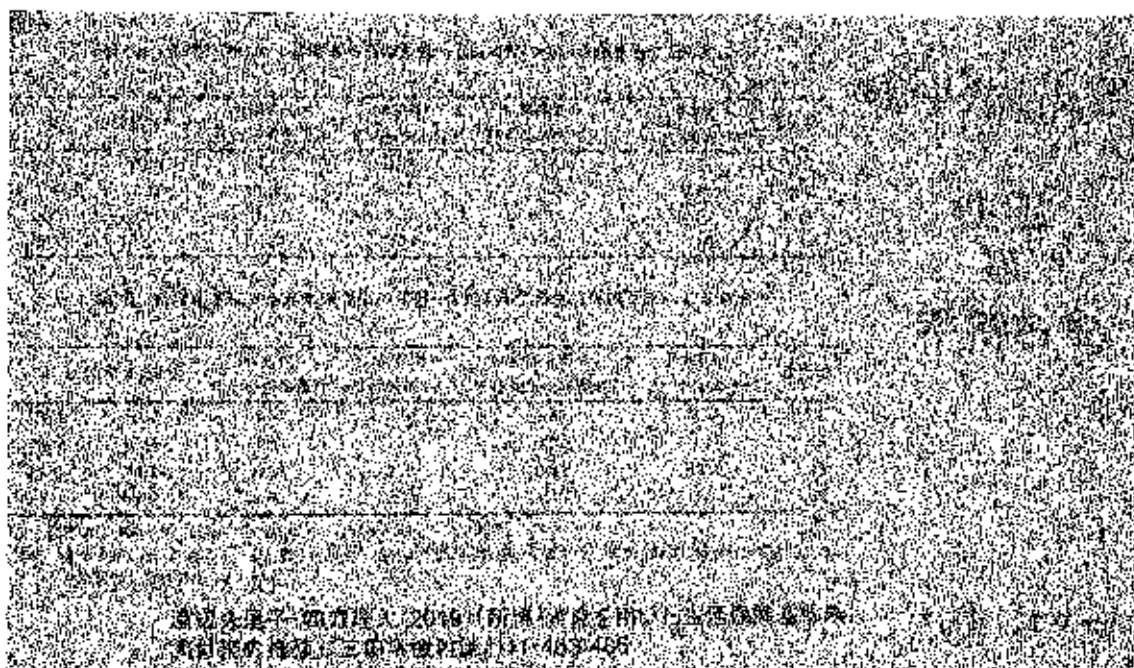
生活保護はたし算なので

批判を避けるための金額

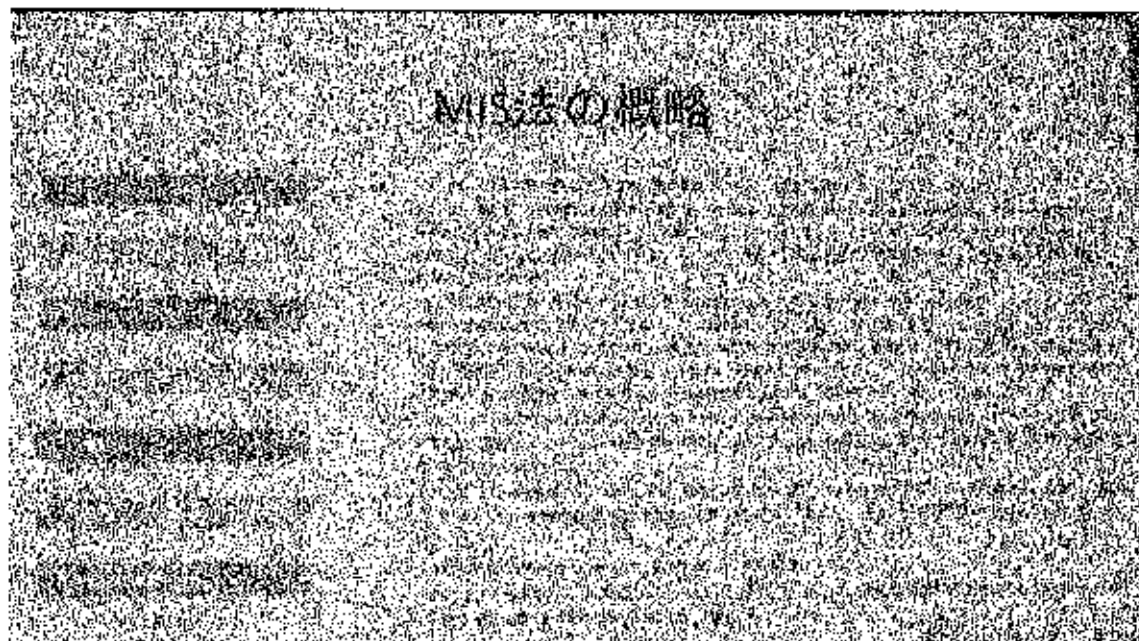
として？



5 「最低生活」の貧しさ



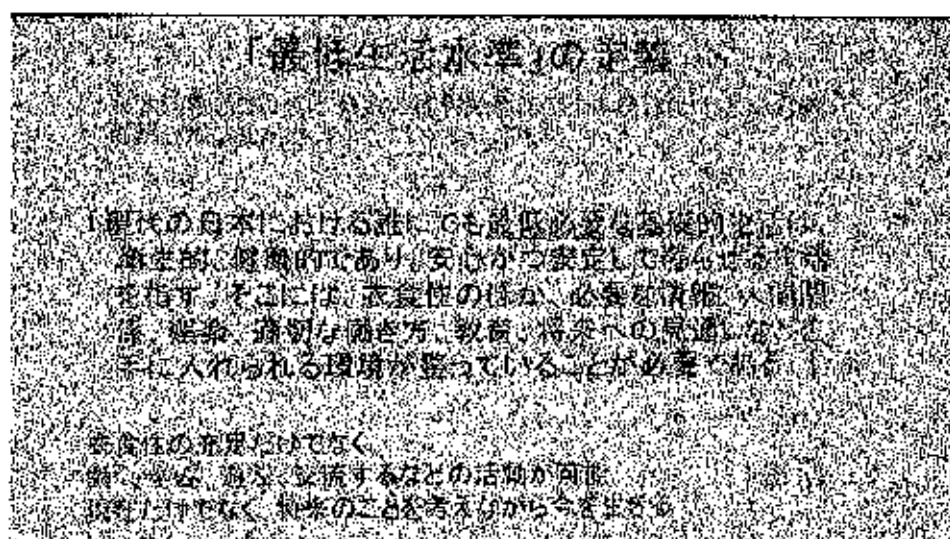
開始時の最低生活費の算出に用いる項目	
① 食料	食料費
② 衣類	衣類費
③ 住居	住居費
④ 交通	交通費
⑤ 娯楽	娯楽費
⑥ 医療	医療費
⑦ 教育	教育費
⑧ 税金	税金
⑨ その他	その他
⑩ 合計	合計



市民と研究者が交互に議論していくという事が特徴的なところ

現在の生活で必要な物を一つひとつ積み上げていく方向でやっていく。

朝、ご飯かパンか、布団かベッドかなど、細かいところからも丁寧に議論していく。



[illegible]

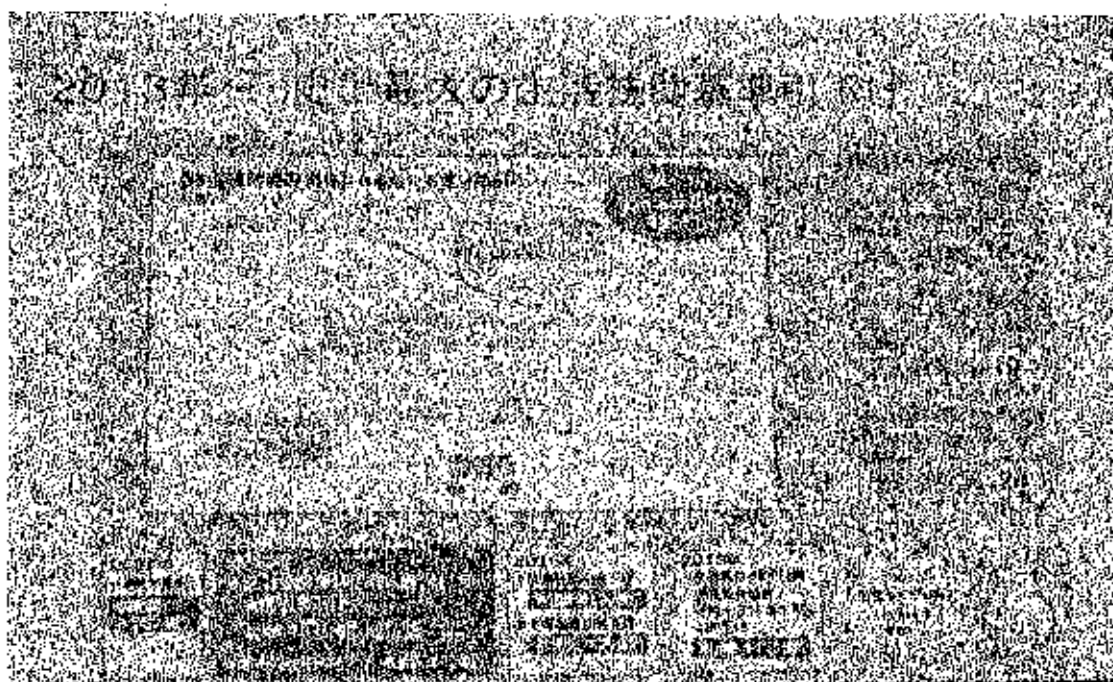
生活保護行政が抱え続けてきた問題などが報道などで昔からつい最近まで改善されずにきたこと、また生活保護基準が複雑であること、そもそも最低生活概念が貧しい、最低生活費や保護費に関する理解が厳しく、資産保有限度も厳しい。最低生活とは何かを再考していく必要があり、行政の複雑性を軽減して、システム化をはかる。

いのちのとりで裁判

最高裁で歴史的勝訴判決！！

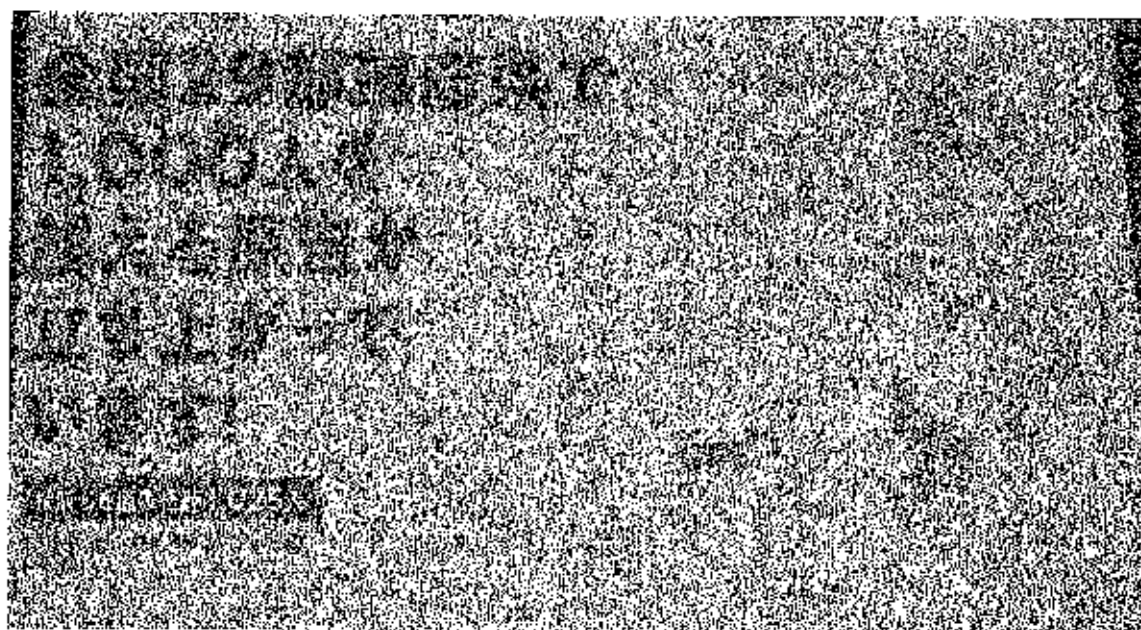
～弁護団・原告からの報告

小久保哲郎



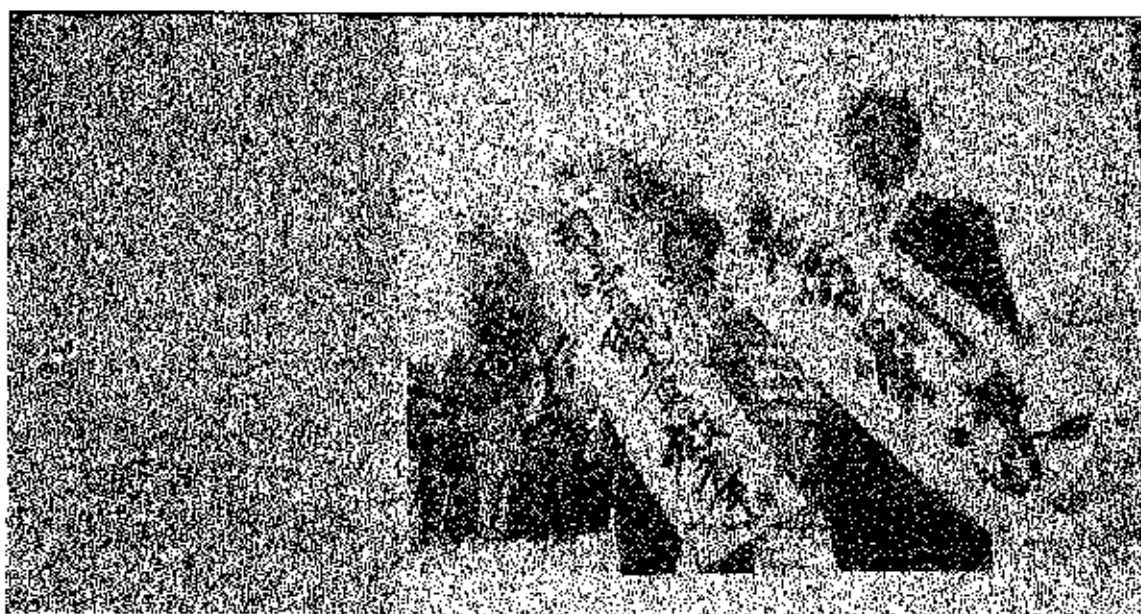
これを機に全国 29 都道府県で 1000 人を超える原告が 31 の集団訴訟

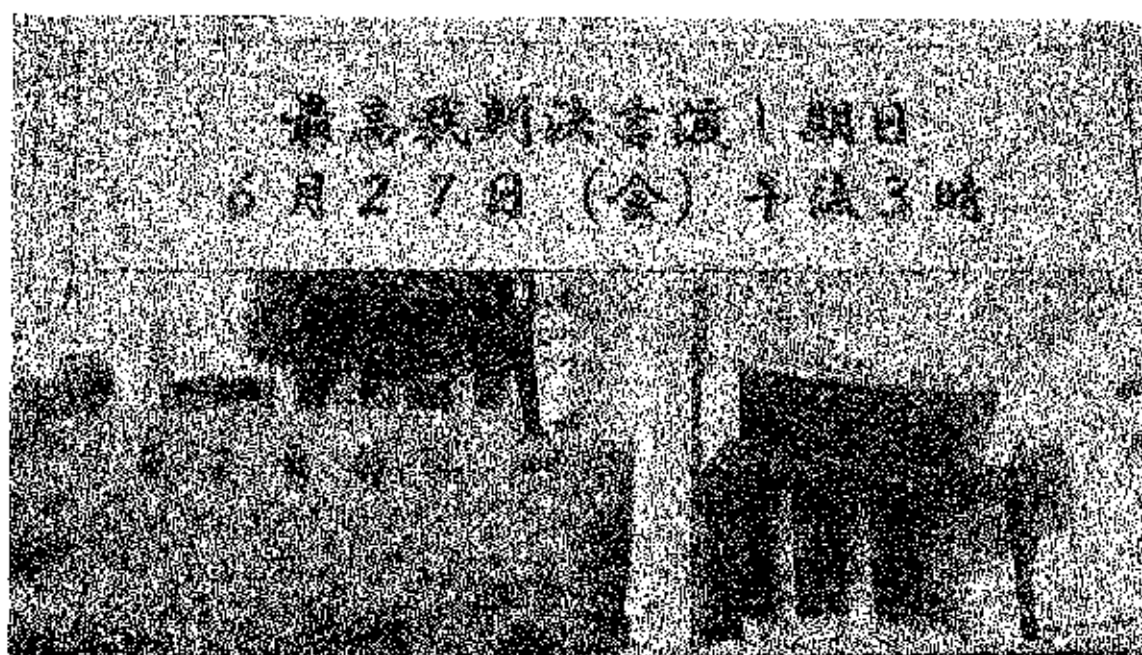
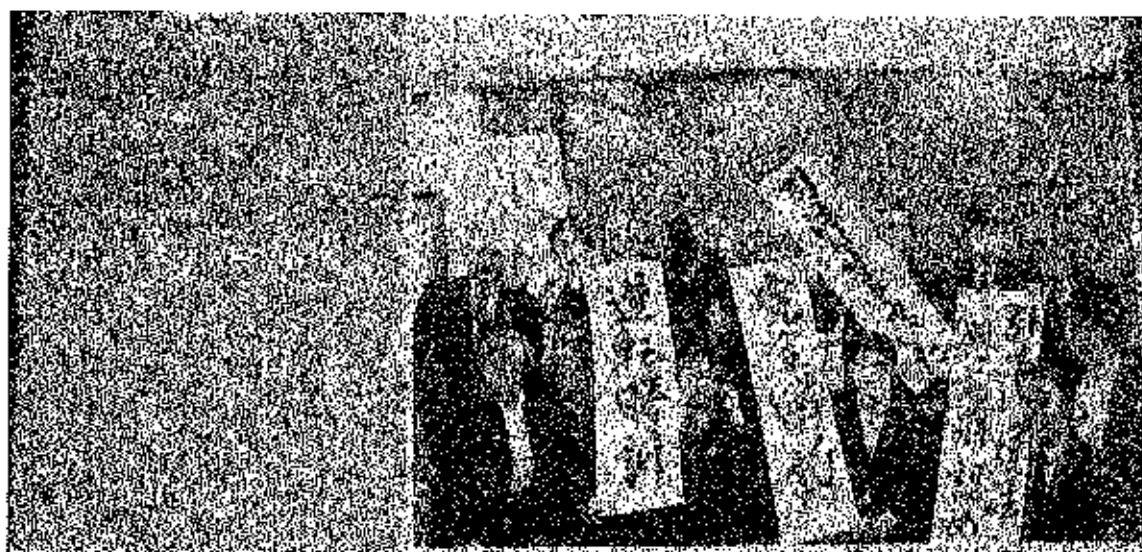
で闘っていたのが「いのちのとりで裁判」です。



これまでの経緯









※判決所導導引下げの憲法性を認めた保障給付給付 処分の取消しを命じる差別的判決

※最高裁が、生活扶助基準決定の誤差性を認め、

下級裁判官の誤差を認め、その誤差を認め、

誤差を認め、下級裁判官の誤差を認め、

誤差を認め、下級裁判官の誤差を認め、

※裁判官全員一致でデフレ調整の憲法性を認め、

※国家賠償請求は棄却されたが、本判決は、宇賀裁判長の誤差を

裁判意見と林直樹裁判官の補足意見と一体的に理解されること

判断材料組み

※厚生労働大臣の審議材料の内容及び手続に論議、欠陥がある
か否か等の議論から、その審議材料の内容及び手続に論議、
欠陥があるか否か等の議論から、その審議材料の内容及び手続に論議、

※給与電算機

※給付額を引き下げる方向で保護基準を改定する方向には、
給与電算機を用いて、給与電算機を用いて、給与電算機を用いて、
給与電算機を用いて、給与電算機を用いて、給与電算機を用いて、

新刊

【要】 物理変動率の値を直接の指標として用いることが、特に、本報告の
表 1 による検討結果が示されているように、その有効性を示している。

機不可失，失不再來。

そこで下級審判決が違法性の根拠とした「違法法助成」の点については、違法性の問題点がないとして「パブリック」等の物価の大幅下落の事案の趣旨は2条課税物価上昇があった平成20年を起算点としたこと等には同意するが、請求の趣旨、違法性の加算要素として指摘

「ゆかりの調子」の2分50「無理」

解：查該船係掛港上接大命可

聯字與良字同

「試験官は、心事の証明が足りない。24時間の観察が必要だ。試験官の命令によって、はねた資料とはいえない」と言ふ。――法廷を去る。

臺灣經濟發展

今後は、被保護者のみならず、国民一般の理解も得られるよう、努力を怠りません。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

五、

組織上、通常展くが、半ば意識的に行なふところがある。また、この
長期計画を交へて、短期の進行報告は、よくして行つてゐる。

醫學研究資料彙編

「これ、知らない」があり「おれは、おれは」がある。つまり、別種の
 意識が込められており、上は「おれ」をいって、請求する。

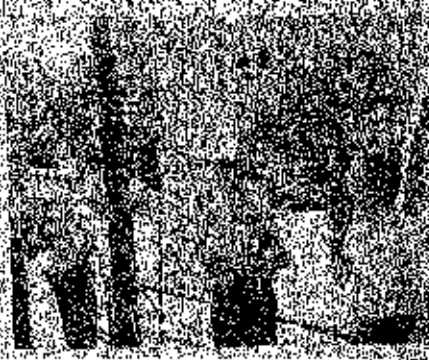
THE UNIVERSITY OF CHICAGO

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

- ① 全期講習に付する給付の給付
- ② 指定新卒生との給付の給付の給付
- ③ 学業扶助費と奨励金との給付
- ④ 学業扶助費と奨励金との給付
- ⑤ 学業扶助費と奨励金との給付
- ⑥ 学業扶助費と奨励金との給付
- ⑦ 学業扶助費と奨励金との給付
- ⑧ 学業扶助費と奨励金との給付
- ⑨ 学業扶助費と奨励金との給付
- ⑩ 学業扶助費と奨励金との給付

不親善な国(国務省)への対応

- 国務省(外務省)との交渉・協議
- 自国民に対する(1)情報提供、(2)安全確保(水・食料・衛生)の確保
- 自国民に対する(1)情報提供、(2)安全確保(水・食料・衛生)の確保
- 自国民に対する(1)情報提供、(2)安全確保(水・食料・衛生)の確保
- 自国民に対する(1)情報提供、(2)安全確保(水・食料・衛生)の確保
- 自国民に対する(1)情報提供、(2)安全確保(水・食料・衛生)の確保
- 自国民に対する(1)情報提供、(2)安全確保(水・食料・衛生)の確保
- 自国民に対する(1)情報提供、(2)安全確保(水・食料・衛生)の確保



日本経済の継続・全面解決に向けた取組

- 第1. 中央(東京)での取組
 - ① 経済危機行動・協議・記者発表
 - ② 専門家諮議会の監視活動
 - ③ 国会議員への要請
- 第2. 各地域での取組
 - ① 自治体への要請行動
 - ② 他方議員との意見交換・派遣
 - ③ 署名・オンライン・個人・団体・運動



判決後、厚労省に対して生活保護利用者に対する真摯な謝罪、2013 年改定前基準との差額保護費の遡及支給、関連する諸制度への影響調査と被害回復、検証委員会の設置や生活保護法の制定などによる再発防止策の策定を求めてきましたが、謝罪はおろか自らが一方的に決めた専門家の審議に委ねて、交渉すべき当事者との実質的な話し合いの場にも出てこない。

この裁判は激しい生活保護バッシングの嵐が吹き荒れる中、1000 人を超える生活保護利用者が原告として立ち上がり実名・顔出しで勇気を持って訴えてきました。

「いのちのとりで裁判」の全面解決は、この国が生活保護バッシングで市民のことができる社会に転換する契機となるものであり引き続き粘り強く取り組んで分断と対立を煽る社会ではなく、すべての人が安心して人間らしい生活を送るいかなければならない。



生活保護制度は、生活が困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的に設けられています。

「金銭的」に生活を維持することが難しい状況であることが生活保護の

条件とされています。

収入が基準以下であることも条件の一つですが、ではその収入基準とは何なのかと調べていくうちに、国が定める「最低生活費」より収入が少ないことが条件となっていることがわかります。

では最低生活費とは一体いくらなのでしょう。

前述の資料からもわかるように健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる金額ということになります。

ここにもものすごく曖昧さを感じます。

他にも、物価高騰や最低賃金の低さや居住地域によって様々な問題もあります。支給漏れ、支給ミス、水際作戦、研修体制の不備・不足、分断を煽る誹謗中傷などもそうです。

これらの問題と向き合いながら的確な判断のもと取り組んでいかなければならない又、地方議員としての役割など改めて考えるきっかけとなった研修会でした。